

# 「京都市円山公園条例（仮称）」の制定に関する 市民意見募集について

応募期間：平成28年8月16日（火）～平成28年9月15日（木）

【必着】

応募方法：電子メール，郵送，FAX（様式は自由です。），ホームページの意見募集フォーム

名勝円山公園は，明治19年の開園以来，市民の皆様をはじめ，京都を訪れる観光客の皆様の憩いの場として親しまれてきました。

しかし，開園から今年で130年が経過し，施設の老朽化や樹木の繁茂による眺望景観の悪化等，名勝地及び観光地として様々な課題が生じてきました。

平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される等，今後，観光客の増加が予想されます。そこで，自然的景観と中心市街地に近接する立地という魅力を十分活用した円山公園の再整備（修復）に今年度から着手しています。

これを契機として，既存施設の老朽化への対応だけでなく，将来にわたって市民の皆様はもとより，観光客の皆様により一層利用しやすく，楽しんでいただける円山公園であり続けるために，今回，「京都市円山公園条例（仮称）」を制定しようとするものです。

是非，条例（案）に対する皆様の御意見をお寄せください。

<御意見の送付先及び問合せ先>

◆TEL 075-741-8600 FAX 075-212-8704

◆電子メール ryokusei@city.kyoto.lg.jp

◆ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/kensetu/0000200329.html>

◆〒604-0911 京都市中京区河原町二条上る清水町359番地

ABビル3階

京都市建設局みどり政策推進室（公園適正化担当）

# 1 京都市円山公園条例（仮称）制定の趣旨について

円山公園は、古くから飲食店や遊戯場等が数多く立ち並び、市街地への眺望の素晴らしさや桜の名所でもあったため、行楽客で大変賑わっていました。

更に、大正初期に、公園として大きな整備が実施されましたが、これらの飲食店等は円山公園の重要な構成要素として存続し、現在でも、円山公園の魅力の一つとなっています。

その後、昭和31年に都市公園法が施行され、都市公園の建ぺい率（※）が規定され、現在、円山公園内に建てることのできる建物（公園施設）の建ぺい率の上限は、京都市都市公園条例で4%と定められています（円山公園の面積は、86,641㎡です。）。

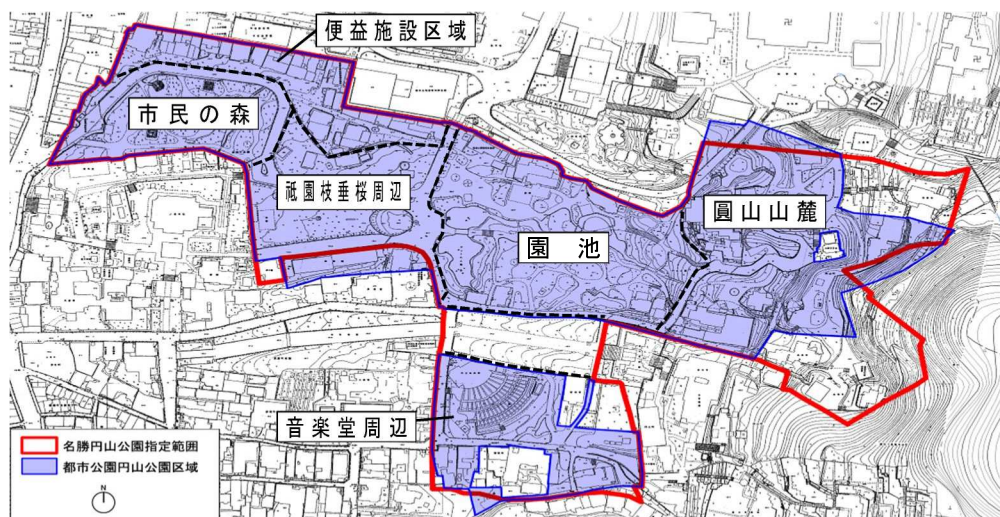
このような歴史的経過を踏まえて、現在、円山公園には、その重要な構成要素である飲食店等をはじめとする公園施設が多数あるものの、既に、建ぺい率は約10%に達し、いわゆる既存不適格状態となっています。今後、これらの施設が老朽化し、大規模な改築や建て替えをしようとしても、また、円山公園の更なる魅力向上、活性化のために、新たな公園施設を設置しようとしても、現在のままでは対応できません。

そこで、こうした課題に対応して、円山公園の更なる魅力向上、活性化を図り、将来に向けて、より市民の皆様をはじめ観光客の皆様が快適に楽しく利用できる公園となるよう、今回、円山公園に適用される独自の建ぺい率や名勝円山公園保存管理計画に基づく保存・管理を行う規定、円山公園の重要な構成要素となっている便益施設の意匠・形態が円山公園の風致景観に適合したものとなることを求める規定を定めようとするものです。

※ 建ぺい率：公園施設の建築面積の総計が公園面積に占める割合

【表】現在の建ぺい率と今回規定しようとする建ぺい率

公園施設の種別		建ぺい率		京都市円山公園条例 (仮称)で規定しようとする建ぺい率
		現在の建ぺい率		
		5,000㎡未満	5,000㎡以上	
建築物		2%	4%	<b>13%</b>
特 例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設	+10%		左記のとおり
	開放性の高い休養施設	+10%		
	休養施設又は教養施設のうち、国宝や重要文化財等	+20%		
	仮設公園施設	+2%		



## 2 京都市円山公園条例（仮称）（案）

### （設置）

第1条 都市公園法（以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園を次のように設置する。

名称 京都市円山公園

位置 京都市東山区祇園町北側，円山町及び鷺尾町

第1条では，公の施設である公園の設置について規定します。

### （公園施設の設置基準）

第2条 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は，100分の13とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は，都市公園法施行令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

第2条では，上記1で記載した条例制定の趣旨のとおり，既存不適格状態を解消するとともに，円山公園の更なる魅力向上，活性化を図るための建ぺい率の上限について規定します。

なお，第1項では上記1の表の建築物の項の内容を，第2項では同表の特例の項の内容について規定します。

### （保存及び管理）

第3条 京都市円山公園（以下「公園」という。）の保存及び管理については，名勝円山公園保存管理計画に基づき適切に実施し，公園を将来の世代に継承するよう努めなければならない。

第3条では，円山公園を将来にわたり維持・継承していくための基本的な方針として平成27年度に策定した「名勝円山公園保存管理計画」（<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000196757.html>）に基づき，適切に保存及び管理を行っていくことを明記します。

### （便益施設の形態及び意匠等に係る基準）

第4条 公園内の便益施設（法第2条第2項第7号に掲げる便益施設をいう。以下同じ。）の形態，意匠等は，他の法令及び条例に定めるもののほか，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 規模及び形態並びに色彩その他の意匠が，歴史的に培われてきた緑豊かな公園固有の趣きある風致及び景観と調和し，違和感を与えるものでないこと。
- (2) 建築物の外観は，和風を原則とし，植栽，生垣，和風門，和風塀等により，周囲の風致及び景観との調和を図ること。
- (3) 建築物に定着する工作物にあつては，位置，規模，形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

第4条では，長い歴史の中で円山公園の風情・風致景観の形成に寄与してきた便益施設が，今後も円山公園の風情・風致景観に適合するものであることを担保するための内容を規定します。

### （委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

第5条では，この条例の施行に当たって必要なことは，市長が定めることを規定します。

